

# 京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業

## 実施方針に関する一般質問回答等

平成25年12月11日

国立大学法人 京都大学

- 1 本一般質問回答及び個別質問回答（公表分）は、平成25年11月18日(月)から11月19日(火)までに受け付けた京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業の実施方針に関する質問を項目順に整理するとともに、回答を付したものです。
- 2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、大学で整理していますので注意してください。
- 3 書類欄の①は「実施方針」を、②は「その他」を示します。
- 4 一般質問回答の巻末に、個別質問回答（公表分）を添付しています。
- 5 なお、本一般質問回答及び個別質問回答（公表分）は、現時点での大学の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので注意してください。最終的には、入札説明書等に基づいてください。

京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業 実施方針に関する一般質問回答

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
1	①	施設概要	2	1	1	5					本施設で勤務予定の職員及び学生数につきご教示願います。また薬学部全体における職員及び学生数についても、合わせてご教示願います。	現在想定しているのは教員約90人、学生約120人です。また、薬学部の教職員は71人、学生は626人です。
2	②	建設予定地	2	1	1	5	①				建設予定地の地歴（過去に存在した建物等）をご教示ください。	現在、薬草園、研究棟及び温室がありますが、本事業の開始前にすべてを撤去又は移設します。また、薬草園に当たる部分の南側には、以前、木造平屋建ての職員宿舎がありました。なお、大学は、本事業の開始前に、建設予定地の埋蔵文化財調査を実施します。
3	②	建設予定地	2	1	1	5	①				建設予定地に現存する建物に地下構造物（基礎杭を含む）はございますでしょうか。ご教示ください。	大学は、建設予定地に地下構造物（基礎杭を含む。）が残置されている状態を想定していません。
4	②	建設予定地	2	1	1	5	①				建設予定地には土壤汚染がないとの理解でよろしいでしょうか。万一土壤汚染がある場合、除染工事は事業外と考えてよろしいでしょうか。	大学は、建設予定地に土壤汚染が発生する状態を想定していません。ただし、大学が本事業の入札において提供する建設予定地に関する調査資料等から確認されないもので通常予期し得ない土壤汚染が発生した場合の追加費用は、合理的な範囲において大学の負担とします。なお、除去業務について、本事業に含める（変更契約）か、別途発注にするかは、大学と選定事業者が協議の上、定めるものとします。
5	①	施設概要	2	1	1	5	②			※2	「構造階数は、大学の設計どおりとする。」とありますが、設計VE提案では添付資料5に基づく構造計画の変更も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、5)施設概要の②規模等を「※2 構造階数は、大学の設計どおりとする。」から「 <b>※2 階数は、大学の設計どおりとする。</b> 」に、VE提案要領（案）の3 VE提案の範囲を「VE提案の範囲は、医薬系総合研究棟のうち各実験室・

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
												<p>研究室等においては、内外装仕上げ、電気・機械設備（熱源・空調等）、施工方法（仮設等）とし、その他（各実験室・研究室等以外）においては、平面・立面・断面・構造計画、内外装仕上げ、電気・機械設備（熱源・空調等）、施工方法（仮設等）及び工事材料など本施設の実施設設計図書に記載のあるものすべてを対象とする。ただし、次に掲げるものを除く。（略）※1(3)の大幅な変更を伴うものとは、各実験室・研究室等の設計意図を大きく、あるいは多数の項目において変えようとするもの等を想定している。」から「<b>VE提案は、医薬系総合研究棟のうち各実験室・研究室等においては、当該諸室の実験・研究環境を変更しない範囲（軽微なものを除く。）を前提に、本施設の実施設設計図書に記載のあるものすべてを対象とし、その他（各実験室・研究室等以外）においては、本施設の実施設設計図書に記載のあるものすべてを対象とする。ただし、次に掲げるものを除く。（略）※1(3)の大幅な変更を伴うものとは、本施設の設計意図を大きく、あるいは多数の項目において変えようとするもの等を想定している。</b>」に、それぞれ変更します。</p>
6	①	延べ面積	2	1	1	5	②			※3	<p>要求水準書の要件を満たすことを前提に11,900㎡内で提案可能とあります。延べ面積の下限値はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。入札説明書等において提示する要求水準書及びVE提案要領（各実験室・研究室等においては、当該諸室の実験・研究環境を変更しない範囲（軽微なものを除く。）等）の要件を満たすのであれば、延べ面積の下限値は設定しません。</p>

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
7	①	規模等	2	1	1	5	②			※ 3	「提案面積の±0.5%の範囲内」とありますが、提案面積とは“入札参加者の提案（VE提案による変更設計）による延べ床面積”との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	①	施設概要	2	1	1	5	②			※ 3	提案面積とは事業者のVE提案による変更設計した面積であるとの理解でよろしいでしょうか。また、その提案面積の下限についてご教示ください。	ご理解のとおりです。提案面積の下限値については、番号6への回答を参照してください。
9	①	施設概要	2	1	1	5	②			※ 3	「変更設計の業務後であっても、提案面積の±0.5%の範囲内で納める」とは、変更設計の業務後の延べ面積が入札時の提案面積に対して±0.5%の範囲内で納めなければならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	①	実施設計図書の配布	2	1	1	5	②				※4に“実施設計図書の配布段階”とありますが、ここでいう実施設計図書とは※2にある“大学の設計”に係る実施設計図書を指すのでしょうか。（入札参加者が提案する“VE提案による変更設計”に係る実施設計図書と異なるものかどうかの確認です。）	ご理解のとおりです。なお、現在、大学で実施設計図書を作成中であり、その結果によっては延べ面積（11,900㎡）が変更となる場合があります。
11	①	施設整備業務	2	1	1	6	①	ア			施設整備業務には実験機器、備品等の調達業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の業務範囲に含まれる付帯設備等（連結椅子、実験台、ドラフトチャンバー、サイン、ブラインド等）は、実施設計図書に含めて提示します。
12	①	施設整備業務	2	1	1	6	①	ア	a		本事業では、埋蔵文化財発掘調査は必要ないとの考えでよろしいでしょうか。	番号2への回答を参照してください。ただし、大学が埋蔵文化財調査を実施した後であっても、再度の埋蔵文化財調査が必要となった場合の追加費用は、合理的な範囲において大学の負担とします。なお、調査業務について、本事業に含める（変更契約）か、別途発注

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
												にするかは、大学と選定事業者が協議の上、定めるものとします。
13	①	事前調査業務	2	1	1	6	①	ア	a		事前調査業務とはどのような業務を想定しておられるのでしょうか。	入札参加者の提案を履行するうえで、大学が提示する以外の地質調査等の事前調査が必要とする場合を想定しています。
14	①	本施設の施設整備業務	2	1	1	6	①	ア	a		事前調査業務には埋蔵文化財調査は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	番号12への回答を参照してください。
15	①	本体事業内容	3	1	1	6	①	ア	b		「設計（VE提案を伴う場合に限る）業務及びこれらを実施する上で必要となる業務」を本施設整備業務費に含めるとのことです（添付資料5の頁34にも同じ主旨の記載）が、VE提案の有無で本施設整備業務費の費目が異なるのは公平ではないと思われ、評価の価格点算定の際には入札金額から設計費を除くべきではないでしょうか。	ご指摘のようにしないと公平ではないとする考えが分かりかねます。VE提案に伴う施設整備・維持管理費やサービス水準の質等を総合評価するにあたっては、変更設計に係る費用も含めて実施するのが適切と考えます。
16	①	設計業務	3	1	1	6	①				建築士法に定める「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」は選定事業者の業務範囲ではないとの理解でよいでしょうか。また、その場合に原設計者への連絡・依頼は貴大学から行われるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。工事施工段階において、設計者が設計意図を正確に伝えるための業務（実施設計図書に基づく質疑応答、説明、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等）は、大学が実施します。
17	①	VE提案及び付帯事業提案の評価	3	1	1	6	①				VE提案及び付帯事業提案を行わない場合に、審査における加点はない（得点が0点）との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の事項については、今後の審査委員会において決定する事項であるため、入札説明書等において提示します。
18	①	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ	e		機械警備業務は、薬学部総合研究棟および薬学部本館にて現状設置されている機械警備設備を継続使用するとの理解でよろしいでしょうか。	薬学部総合研究棟及び薬学部本館に現在設置されている機械警備設備は、大学が撤去しますので、本事業においては、機械警備設備を新たに設置するものとします。なお、本施設とともに、薬学部総合研究棟及び

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
												薬学部本館に機械警備設備を設置するのに要する費用は、維持管理業務に含む（事業契約の完了時に撤去する。）ものとします。
19	①	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ	e		薬学部総合研究棟および薬学部本館にておける機械警備の現行仕様をご教示ください。	現在の委託業務では、建物の既存の自動火災報知設備の発報を、公衆通信回線を利用して遠隔監視する設備を設置しています。また建物内の特定の教室で、出入口に扉の開け閉めを検知するセンサを設置し、その室への出入りを、公衆通信回線を利用して遠隔監視する設備を設置しています。
20	①	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ	-	-	廃棄物処理業務については、貴大学において実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	学生及び教職員は、実験・研究から発生する特殊な廃液等の処理を自らの責任で行うとともに、研究室・実験室・事務室及び特定の者が継続的に利用（入居）する部分のゴミ（特殊な廃液等を除く。）を1階のゴミ置場まで運搬・集積するものとします。選定事業者は、ホール・廊下・階段・リフレッシュスペース及び各階共通部分ならびに講堂・講義室・セミナー室・会議室及び不特定の者が入れ替わり利用する部分のゴミ（特殊な廃液等を除き、各階のゴミ置場のゴミを含む。）を収集し、1階のゴミ置場まで運搬・集積するものとします。なお、1階のゴミ置場まで運搬・集積されたゴミの廃棄については、本事業の業務範囲に含まれません。詳細は、入札説明書等において提示します。
21	①	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ			動物実験室や放射線利用エリア等に関しては、特殊な維持管理業務が含まれるものと想定します。本事業の維持管理に含まれる業務内容等については要求水準書	ご理解のとおりです。なお、動物関連諸室の維持管理業務は、限定的なものとなります。詳細は、入札説明書等において提示します。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
											にて明確に記載頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	
22	②	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ			維持管理業務従事者の控室・資材置場等は大学から無償で提供されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の事項については、入札説明書等において提示します。
23	①	建物保守管理業務	3	1	1	6	①	イ	a		本施設の防火管理者は事業者にて選任が必要でしょうか。	本施設の防火管理者は、大学職員から選任します。
24	②	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ	a		建物保守管理業務（本施設を対象とし、点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む。）とありますが、更新の定義及び範囲をご教示ください。	更新の定義は、機能が劣化した設備や機器等を新たに整備・調達する保全業務のことをいいます。なお、更新の範囲は、入札説明書等（主に要求水準書）に示す機能を維持するために必要となるものとし、それらのすべてについて選定事業者が行う業務範囲であることに留意してください。詳細は、入札説明書等において提示します。
25	①	建築設備保守管理	3	1	1	6	①	イ	b		本事業にて新規設置する設備は全て事業者の保守管理業務の対象となるのでしょうか。仮に貴学で保守管理を行う設備がある場合、当該設備の修繕・更新業務の費用負担は貴学となるのでしょうか。保守管理業務と修繕・更新業務は密接に関連するため、ご教示願います。	原則として、本事業にて新規設置する設備（付帯設備等を含む。）は全て選定事業者の維持管理業務の対象となります。ただし、大学が入札説明書等において提示する一部の新規設備（付帯設備等を含む。）については、大学が維持管理を行う（費用の負担を含む）ものとします。
26	①	廃棄物処理業務	3	1	1	6	①	イ	d		各諸室内部及び清掃業務に伴い発生する各種廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理一般廃棄物）は、廃棄物処理法に基づき、貴学から直接、運搬・処理許可業者に委託されるとの理解でよろしいでしょうか。（廃棄物運搬・処理業務は本事業の対象外として頂きたい。）	番号20への回答を参照してください。
27	①	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ	d		清掃業務（本施設を対象とし、建物内部及び外部・ガラスの清掃業務を含む。）	本施設の外部のすべてが対象範囲となります。詳細は、入札説明書等において

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
											とありますが、外部の対象範囲をご教示ください。	提示します。
28	①	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ	d		清掃業務についてゴミ処理は清掃業務に含まれるのでしょうか。また含まれる場合、特殊な廃液やゴミ等の処理は含まれるのでしょうか。	番号20への回答を参照してください。
29	①	警備業務	3	1	1	6	①	イ	e		警備業務は本施設に加え、薬学部総合研究棟及び薬学部本館を対象に原則として警備業務とあります。其々の建物には多様な研究室がありますので、研究室単位に機械警備が必要でしょうか。研究室単位に必要な場合、侵入異常等の信号を受信した際、警備会社の対処が必要でしょうか。	本施設の機械警備は、外部から施設等への進入を防ぐことを目的とし、研究室単位の警備は想定していません。薬学部総合研究棟および薬学部本館の機械警備については、番号19の回答を参照してください。
30	①	警備業務	3	1	1	6	①	イ	e		本施設等は原則機械警備との事ですが、薬学部等で現在稼働中の機械警備及び警備機器との統合や統一運用は必要でしょうか。	薬学部総合研究棟及び薬学部本館の機械警備は、薬学部等で現在稼働中の機械警備及び警備機器との統合や統一運用は必要としません。
31	①	警備業務	3	1	1	6	①	イ	e		異常を警備会社に通報する機械警備以外に、本施設または本施設等、その他大学構内施設で管理する監視カメラや警備機器は必要でしょうか。	本施設等（本施設とともに、薬学部総合研究棟及び薬学部本館を含む。）については機械警備を必須とし、監視カメラの設置は想定していません。ただし、本施設の特異性を鑑みて、入札参加者の提案による監視カメラの設置を妨げるものではありません。
32	①	警備業務	3	1	1	6	①	イ	e		警備業務の対象は本施設等となっていることから、薬学部総合研究棟及び薬学部本館が含まれます。当該施設の概要についてご教示ください。	薬学部総合研究棟はSRC5-1、5、615㎡、薬学部本館はRC5-1、9、329㎡です。詳細は、入札説明書等において提示します。
33	①	警備業務（機械警備）	3	1	1	6	①	イ	e		既存施設である薬学部総合研究棟及び薬学部本館には、従前より機械警備施設（システム）が設置されているのでしょうか。設置されていない場合は、当該施設の設置（整備）も本事業	番号18への回答を参照してください。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
											に含まれるのでしょうか。	
34	①	警備業務 (機械警備)	3	1	1	6	①	イ	e		既存施設である薬学部総合研究棟及び薬学部本館には、従前より機械警備施設(システム)が設置されている場合は、本事業において当該施設を引き継いで使用することになるのでしょうか。(当該施設を使用せず、選定事業者が新たに機械警備施設を設置し、警備業務を実施する提案は可能でしょうか。その場合の、既存警備施設の撤去費用は本事業のサービス購入費に含まれるのでしょうか。)	番号18への回答を参照してください。
35	①	警備業務 (機械警備)	3	1	1	6	①	イ	e		既存施設である薬学部総合研究棟及び薬学部本館には、従前より機械警備施設(システム)が設置されている場合、当該施設(システム)の設置企業及び当該機械警備業務の実施企業並びにそれぞれの費用(施設初期投資費用及び業務費用)について、ご教示ください。	設備設置企業及び警備実施企業とも「セコム」です。費用については、開示できません。
36	①	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ	e		「警備業務(本施設等を対象とし、・・・)」とあり、25頁に「警備業務は、医薬系総合研究棟の他、薬学部総合研究棟、薬学部本館を対象とする。」と記載されていますが、医薬系総合研究棟の他の施設を警備対象に含む理由をご教示いただけないでしょうか。	一体的な警備業務とすることにより、セキュリティの質を向上させるとともに、業務を効率的で、かつ、効果的なものとするためです。
37	①	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ	e		警備業務は薬学部総合研究棟ならびに薬学部本館も対象になっています。また「原則として機械警備とする」となっています。薬学部総合研究棟ならびに薬学部本館に機械設備を設置することに伴う施設整備費は、本事業のサービス購入費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	番号18への回答を参照してください。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
38	①	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ		※1	光熱水費については、サービス購入費に含めず大学の直接の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、付帯事業については、この限りではありません。
39	①	付帯事業	3	1	1	6	①	ウ	-	-	付帯事業の現在の想定使用料をご教示ください。お示しいただけない場合、使用料の具体的な算定方法、確定時期についてご教示ください。	現在、類似の他施設では、施設使用料として、飲食の場合は21,000円/年・㎡程度、物販の場合は13,000円/年・㎡程度、自動販売機の場合は10,000円/年・㎡程度としています。なお、本事業における施設使用料については、入札説明書等において提示します。
40	①	付帯事業	3	1	1	6	①	ウ	-	-	ミニカフェや自動販売機以外の付帯事業の提案を行った場合、ミニカフェの厨房、食品庫、従事者控室等と自動販売機等の設置場所等の施設使用料と同一との理解でよろしいでしょうか。現在想定されている使用料があればご教示ください。	番号39への回答を参照してください。
41	①	付帯事業	3	1	1	6	①	ウ	-	-	ミニカフェや自動販売機の運営も含め、付帯事業における事業者による提案事業の検討・提案を行った場合において、採算不振などで改善の余地がない場合、貴大学と協議のうえ、営業を中止し、行政財産の貸付契約の解除をすることは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の事項については、今後の審査委員会において決定する事項とも関係があるため、入札説明書等において提示します。
42	①	付帯事業の面積及び賃借料（交流スペース）	3	1	1	6	①	ウ	a		交流スペースにおける付帯事業の面積及び賃借料はどのぐらいを想定されているのでしょうか。	当該付帯事業の面積は、「交流スペース（アウトリーチエリア）」が、研究室間等の交流・ディスカッションの場として重要な空間であることから、当該空間の利用に資する（当該空間の利用を支援し、阻害することのない）範囲での提案（付帯事業提案）を求めます。施設使用料は、番号39への回答を参照してください。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
43	①	交流スペースにおける付帯事業	3	1	1	6	①	ウ	a		ミニカフェ等を運営する場合、営業時間は事業者の任意で設定可能でしょうか。	提案（付帯事業提案）によるものとします。
44	①	付帯事業	3	1	1	6	①	ウ	a	b	付帯事業の場所として、「交流スペース（アウトリーチエリア）」及び「リフレッシュスペース（各階）」が指定されていますが、その面積は添付資料1において224㎡と規定されています。このうち付帯事業として利用できる面積についてご教示ください。またその際に、付帯事業として利用する面積の増減は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	「交流スペース（アウトリーチエリア）」における付帯事業の面積は、番号42番への回答を参照してください。「リフレッシュスペース（各階）」における付帯事業の面積は、同様に、当該空間の利用に資する（当該空間の利用を支援し、阻害することのない）範囲での提案（付帯事業提案）を求めます。
45	①	付帯事業の面積及び賃借料（リフレッシュスペース）	3	1	1	6	①	ウ		b	リフレッシュスペースにおける付帯事業の面積及び賃借料はどのぐらいの金額を想定しているのでしょうか。	番号44、39への回答を参照してください。
46	①	付帯事業※2	4	1	1	6	①	ウ		※2	「・・・これに限るものではなく、具体的には、入札参加者の提案（付帯事業提案）による」とあります。本施設の利用者（教職員、学生等）のニーズにあった提案とするため、利用者のニーズ調査を実施頂けないでしょうか。	大学で実施したアンケート調査の結果を、本一般質問回答の巻末に（別紙）として添付します。
47	①	サービス購入費の予定金額	4	1	1	6	②	ア			サービス購入費（施設整備業務の初期投資に係る対価及び維持管理業務のサービスに係る対価）の予定金額はいくらでしょうか。	予定価格は非公表とします。
48	①	施設整備業務の初期投資に係る対価	4	1	1	6	②	イ			施設整備業務に係る対価の支払のスケジュール及び金額はどのように想定されているのでしょうか。	大学は、施設整備費相当（金利支払額を含む。）について、本施設の供用開始から事業期間中にわたり、平成28年9月分を第1回、平成29年3月分を第2回、平成40年9月分を第25回とし、平成41年3月分を第26回（最終回）とする、年2回、全26回に分けて、割賦支払（元金均等）方式により支

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
												払うものとしします。なお、施設費相当（金利支払額を除く元本部分）は、毎支払時、同額としします。詳細は、入札説明書等において提示しします。
49	①	選定事業者の収入	4	1	1	6	②	イ			<p>実施方針には「施設整備業務の初期投資に係る対価」について、「本施設の供用開始から事業期間中に、選定者に対し、事業契約に定める額を割賦方式により支払う」の記載がありますが、本件は、通常の京都大学様発注工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件に工事代金の一部を前払金として支出はされないのでしょうか。なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待できることに加え、応募者の増加により競争入札の効果から応札額の低下を図ることができ、事業のVFMの向上に繋がるものと思われれます。また、京都市等では応募者の増加と地元業界育成等の観点からPFI事業に前払金を支出しているケースが多数あること、京都大学様のPFI事業では「京都大学（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等施設整備事業」においても施設整備対価の前払の支払条件があったことを申し添えます。</p>	<p>本事業においては、国及び大学の財政負担を平準化することを目的の一つとしており、いわゆる前払金に相当する支払はありません。なお、PFIのガイドラインである「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」に記載の「PFI事業においては、従来型の公共工事の請負契約と異なり、施設の建設工事等選定事業の実施に必要な資金調達のリスクを選定事業者が担う。すなわち、管理者等からの「サービス対価」は公共サービスの提供が開始された後に、一般的には平準化して支払われる…」とされていることを申し添えます。</p>
50	①	選定事業者の収入	4	1	1	6	②	イ			<p>「選定事業者の直接の負担とする」とありますが、選定事業者ではなく、選定事業者が委託する業者が負担することでも可、との理解</p>	<p>選定事業者の責任のもとで、選定事業者が委託する構成員又は協力会社の負担とすることも可能です。</p>

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
											でよろしいでしょうか。	
51	①	維持管理業務のサービスに係る対価	4	1	1	6	②	ウ			維持管理業のサービスに係る対価は、年一回または半年毎1回の支払いで毎回同額（維持管理開始年度を除く）との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、年2回の支払とします。
52	①	S P C 運営費用	4	1	1	6	②	ウ			S P C 運営費用（事務費用、監査・決算費用等）は、維持管理業務のサービスに係る対価に含まれるのでしょうか、または、施設整備業務に係る対価に含まれるのでしょうか。	施設整備期間中に発生する当該費用は施設整備費相当に含め、維持管理期間中に発生する当該費用は維持管理費相当に含めるものとし、詳細については、入札説明書等において提示します。
53	①	付帯事業	4	1	1	6	②	イ			平成25年11月11日の実施方針に関する説明会で提示されたパワーポイントの事業類型において、付帯事業は「混合型」との記載がありました。付帯事業について、選定事業者が利用者から直接いただく収入のほかに、サービス購入費として支払われる対価があるのかどうかご教示下さい。	付帯事業について、サービス購入費として大学が選定事業者に支払う対価はありません。「混合型」とした趣旨は、選定事業者が付帯事業のために占有する部分であっても、大学の示す施設整備業務の標準仕様に該当する（つまり、標準仕様のまま整備する）範囲については、大学の選定事業者に対する支払（サービス購入費）に含めることによります。
54	①	選定事業者の収入	4	1	1	6	②	ウ			「選定事業者の直接の負担とする」とありますが、選定事業者ではなく、選定事業者が委託する業者が負担することでも可、との理解でよろしいでしょうか。	選定事業者の責任のもとで、選定事業者が委託する構成員又は協力会社の負担とすることも可能です。
55	①	事業期間	5	1	1	8					“16) ①アの※3を参照のこと”とありますが、6) ①アの※3ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
56	①	事業期間	5	1	1	8					「16) ①アの※3」とありますが、16) は6) の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
57	①	実施方針説明書	5	1	1	8					16) ①アとあるのは6) ①アの誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
58	①	事業スケジュール	5	1	1	9					原設計に基づく確認申請手続きのスケジュールをご教	平成26年2月末までに、確認申請手続きを完了させる

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
											示下さい。	予定です。
59	①	施設整備業務の期間	5	1	1	9					「施設整備業務（設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設等）の期間」とありますが、21ヶ月間にはVE提案による変更設計・計画通知の変更等に要する期間をどの位と見込んでおられますか。それとも、変更申請不要、若しくは軽微な変更のVE提案が前提で、建設等の期間だけでしょうか。	入札参加者のVE提案の内容にかかわらず、施設整備期間は、VE提案による変更設計及び計画通知の変更等に要する期間を含めて、約1年9か月間（約21か月間）となり、本施設の完成・引渡しは、平成28年6月末となります。なお、大学は、入札参加者のVE提案の内容が、計画通知の変更等が不要、若しくは、軽微な変更であることを前提としているものではありません。
60	①	事業スケジュール	5	1	1	9					落札後の設計業務において、計画通知の変更が必要となった場合、設計者の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	計画通知の変更が必要となった場合の設計者（ここでの「設計者」は、計画通知に当たって記載する設計者を指す。）の変更については、大学、選定事業者及び特定行政庁と協議の上、定めるものとします。
61	①	特定事業の選定方法に関する事項	8	1	2	2	④				VFMの検討による総合的評価とありますが、PSC額は当該評価の公表時に公表されるのでしょうか。	PSCの公表は予定していません。
62	①	民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール	9	2	2						要求水準書（案）の公表の際に、p2の5)②※2に記載の大学の設計に係る図面等は開示されるのでしょうか。	要求水準書（案）の公表時に、当該時点での一般図（平面図）を公表する予定です。
63	①	民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール（予定）	9	2	2						平成26年2月中旬に公表予定の「医薬系総合研究棟の実施設設計図書」は計画通知を取得したものと考えてよろしいでしょうか。	番号58への回答を参照してください。
64	①	民間事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール	9	2	2						「・・・（ただし、設計に当たる者、付帯事業に当たる者に関する競争参加確認申請書（追加）の受付は、6月上旬）」とありますが、当該2者については、3月下旬の参加表明書等の提出時には明らかにする必要はないとの理解でよろしいで	設計に当たる者、付帯事業に当たる者に関する競争参加確認申請書は、3月下旬に提出（その後の変更はできません。）しても、6月上旬に提出しても、どちらでも良いものとします。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
											しょうか。	
65	①	事業者募集・選定の手順及びスケジュール	10	2	2						「4月中旬 入札説明書等に関するVE提案・付帯事業提案の受付」とありますが、(4)頁5行目の※2に記載の想定事業を提案する場合でも必ず提案を出す、との理解でよろしいでしょうか。	付帯事業提案がある場合は、大学が想定する内容と同じであっても、必ず当該提案を提出する必要があります。
66	①	事業者募集・選定の手順及びスケジュール	10	2	2						「入札説明書等に関するVE提案(改定)、付帯事業提案(改定)の受付」とありますが、前段の“個別対話”で当初提案が承認されれば、改定の受付は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の(VE提案、付帯事業提案に変更の必要がない)場合であっても、手続上の理由から、VE提案(改定)、付帯事業提案(改定)を提出するものとします。
67	①	入札参加者の構成等	11	2	4	1	①				「入札参加者は特別目的会社に必ず出資するものであること」とありますが、複数の企業によって構成されるグループで応募する場合、全ての企業が出資をする必要があるのでしょうか。	入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、特別目的会社に対して出資する必要があります。ただし、協力会社については、この限りではありません。
68	①	設計に当たる者	12	2	4	1	④				VE提案による変更設計が生じない場合には、設計者を入札参加者及び協力会社に参加させなくともよいとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	①	入札参加者及び協力会社の参加要件	12	2	4	2	①				SPCの代表企業(提案書の取りまとめや契約書類の作成業務等を担当)やSPC事務業務を担当する企業は、全省庁統一資格において役務の提供等の資格を有していれば、等級及び競争参加地域に縛られることなく、参加要件を満たしているものとの考えでよろしいでしょうか。	設計(VE提案による変更設計を伴う場合に限る。)、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者以外については、入札参加者及び協力会社の資格等要件を問いません。
70	①	入札参加者の構成等	12	2	4	2	②				なお書きにおいて“手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。”とありますが、当該再認定を受けている者は、手続	ご理解のとおりです。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
											開始の申し立てがなされた者であっても、②項に関して本事業への入札参加要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	
71	①	参加要件	12	2	4	2	③				「提出期限の日から入札書の開札が終了するまで」とありますが、“入札書の開札が終了”とは、(10)頁のスケジュール(予定)表の“8月上旬 落札者の決定、公表”の日、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、正確には、落札者の決定の日(開札の日)となります。
72	①	設計者の要件	14	2	4	3	①	オ			管理技術者と主任担当技術者は兼任することは可能でしょうか。	管理技術者と主任担当技術者を兼ねることは可能です。なお、当該箇所の※3を「「管理技術者」及び「主任担当技術者」について、建築分野・構造分野を担当する者は一級建築士とする。また、電気分野・機械分野を担当する者は一級建築士又は建築設備士とする。」から「 <b>「管理技術者」は一級建築士とする。「主任担当技術者」について、建築分野・構造分野を担当する者は一級建築士とし、電気分野・機械分野を担当する者は一級建築士又は建築設備士とする。</b> 」に変更します。
73	①	設計に当たるものの要件	14	2	4	3	①	オ	b		要件である建物規模において、「地上3階以上かつ地下1階以上」と「延べ面積5,000㎡以上」は、1件の設計業務で同時に満たさなければならないのでしょうか。もしくは、それぞれ別の設計業務にて実績があれば、要件を満たしているとみなされるのでしょうか。	※a・bに示す要件を同時に満たす設計業務(いわゆる「同一のプロジェクト」)における、設計実績が必要となります。なお、①設計に当たる者のオa建物用途、②建設に当たる者のウa建物用途、③工事監理に当たる者のオa建物用途、④維持管理に当たる者のイa建物用途を「校舎又は研究施設」から「 <b>公共施設</b> 」に変更します。
74	①	建設に当たるものの要件	15	2	4	3	②	ア			「建築一式工事」及び「電気工事」の要件を満たしている企業があった場合、この企業とは別に、「管工	ご理解のとおり、「管工事」の要件を満たす構成員又は協力会社が参画する必要があります。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
											事」の要件を満たす企業を参加者及び協力会社に加えなければならないとの考えでよろしいでしょうか。	
75	①	建設に当たるものが満たす要件	15	2	4	3	②	エ			「以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること」とありますが、建築一式、電気工事及び管工事を1社で行う場合、同一人が複数業種の要件を満たしていれば兼任することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	①	配置予定技術者	15	2	4	3	②	エ			参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、建築一式工事・電気工事・管工事の配置予定技術者の候補者をそれぞれ複数名申請してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、②建設に当たる者のエのただし書きを参照してください。
77	①	維持管理業務	17	2	4	3	④	イ	-	-	「出資比率が20%以上～」とは、維持管理業務を共同企業体として実施した場合であり、設計業務、建設業務、運営業務等を行う企業と共同企業体を組成して事業に取り組んだ場合ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	①	維持管理業務	17	2	4	3	④	イ	-	-	「出資比率が20%以上～」とは、維持管理業務の共同企業体における維持管理費用の負担分担率という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	①	維持管理に当たるものの要件	17	2	4	3	④	ア			全省庁統一資格において、競争参加地域による制限はないとの考えでよろしいでしょうか。	当該部分を「平成25年度に「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者」から「平成25年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者」に変更します。
80	①	維持管理者資格要件	17	2	4	3	④	イ			維持管理実績につき、「共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る」と	ご理解のとおりです。なお、実施方針の3)入札参加者及び協力会社の資格等要件の②ウ、②エ a ii、②エ

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
											ありますが、PFI事業において、維持管理企業の出資比率が20%未満であるSPCから、元請として当該維持管理企業が単独で業務を受託している場合は、本要件を充足しているという理解でよろしいでしょうか。	b ii、②エ c ii、④イを「平成15年度以降に元請として、…」から「平成15年度以降に元請（PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、…」に変更します。
81	①	入札参加グループの構成員及び協力企業の変更	18	2	4	5					競争参加資格の確認後において、大学の承認を得た上で、代表企業を変更することは可能でしょうか。	代表企業を変更することは可能ですが、やむを得ない事情（合併、倒産等）や指名停止を受けた場合で、かつ、大学の承諾又は確認が得られた場合に限りです。
82	①	構成員及び協力会社の変更	18	2	4	5	①				「やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ」とあります。競争参加資格の確認後提案書の提出期限までにおいては、参加要件、資格等の要件からはずれずる事態に陥ったケースも該当すると考えてよろしいでしょうか。	構成員及び協力会社の変更も可能ですが、やむを得ない事情（合併、倒産等）や指名停止を受けた場合で、かつ、大学の承諾又は確認が得られた場合に限りです。なお、個別具体的なケースについては、大学と事前協議を行い、大学が判断するものとします。
83	①	参加グループの変更等	18	2	4	5	②				「②競争参加資格の確認の特例」によれば、代表企業が指名停止を受けた場合でも、残りの構成員、協力会社でア、イ、ウにより取り下げ及び確認の申請が可能である、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、番号81、82への回答も参照してください。
84	①	競争参加資格の確認の特例	18	2	4	5	②				開札日から事業契約締結日までの間において、入札参加グループの構成員又は協力会社が2（4）1）から3）に示す競争参加資格を満たさなくなった場合でも、当該入札参加グループは、事業契約を締結できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	①	入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等	18	2	4	5	②	ア			“提案書の提出期限の日から開札日まで“とありますが、2（2）に示されたスケジュールには開札日が記載されていません。入札公	ご理解のとおり、開札日は、入札説明書で提示します。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
											告において提案書提出期限の日とは別に開札日が確定期日として指定されるのでしょうか。	
86	①	参加グループの変更等	18	2	4	5	②	ア			「提案書の提出期限の日から開札日まで」との記載がありますが、以後の文脈から「競争参加資格確認申請書の提出期限の日から提案書の提出期限の日まで」の誤りではないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、当該規定は、「提案書の提出期限の日から開札日までにおいて競争参加資格を満たさない構成員及び協力会社を含む <b>おそれのある（ことが確実な）</b> 入札参加グループは、提案書の提出期限の日までであれば、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を取り下げることができる。」という趣旨です。
87	①	競争参加資格の確認の特例	18	2	4	5	②	ア			「・・・提案書の提出期限の日から開札日までにおいて・・・」とありますが、その後述で「・・・提案書の提出期限の日までであれば・・・」とあり内容が矛盾しているように思われます。本項の前半部分を「・・・参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から提案書の提出期限の日までにおいて・・・」と読み替えることよろしいでしょうか。	番号86への回答を参照してください。
88	①	参加グループの変更等	18	2	4	5	②	ウ			「当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充せず、……確認の申請を行うことができる。」とありますが、補充しない場合でも、(12)頁9行目④の要件にある業務に当たる者は、必ず含まれているとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、当該確認において、競争参加資格の要件を変えることはありません。
89	①	特別目的会社の設立等	19	2	4	6					本文中に「入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。また、その出資比率の合計は全体の50%を超えるものとする。」とありますが、本事業の業務を直接的に行わな	ご理解のとおりです。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
											い企業等の出資は50%未満の範囲内であれば可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	
90	①	予定価格	19	2	5	1	②	-	-	-	予定価格については、落札者決定基準として入札説明書等において公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	番号47への回答を参照してください。
91	①	入札金額の 適格審査	19	2	5	2	②	ア			入札金額の適格審査に当たっては、入札金額が予定価格の範囲内であることが審査されるものと思料しますが、調査基準価格や最低制限価格の設定はなされますか。	調査基準価格及び最低制限価格の設定は行いません。
92	①	入札金額の 適格審査	19	2	5	2	②	ア			予定価格もしくは参考価格を入札公告時に公表していただくことをご検討いただけないでしょうか。	番号47への回答を参照してください。
93	①	選定事業者 の責任の履 行に関する 事項	20	3	3						<p>実施方針には、施設整備費相当分の100分の30以上の契約保証金に代わる担保の提供として「大学または事業選定者を被保険者とする履行保証保険契約を締結」が認められていますが、保証手段として履行保証保険のほか公共工事において広く普及している「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184条）第2項第4条に規定する保証事業会社の保証（「契約保証」）についても、同様の機能を有することとなっております。契約の保証手段として、より多くの選択肢を設けるため、履行保証手段の一つに「契約保証」もこれに含まれると解して問題ないでしょうか。なお、国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第45条第1項第3号においては、契約保証金に代わる担保として、「保証事業会社の保証」も定められておられる</p>	<p>実施方針の(3)選定事業者の責任の履行に関する事項を下記のように変更します。</p> <p>記  <b>選定事業者は、事業契約書（案）に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行しなければならない。なお、事業契約書の締結に当たっては、事業契約の履行を確保するために、事業契約締結の日から本施設の工事完成の日までを期間として、施設整備費相当（本項において消費税及び地方消費税を含み、金利支払額を含まないものとする。）の100分の30以上の契約保証金の納付、又はこれに代わる以下の保証を付すとともにその証券（証書）を大学に提出しなければならない。</b>  <b>1) 事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、大学が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事</b></p>

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
											ことを申し添えます。	<p><b>の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</b></p> <p><b>2) 事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</b></p> <p><b>3) 事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する、大学又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約の締結</b></p> <p>上記3)において、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払責務を被担保債務とする質権を大学のために設定するものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
94	①	履行保証保険	21	3	3						履行保証保険の被保険者をSPCとする場合、保険契約者は「建設に当たるもの」のみとの考えでよろしいでしょうか。なお、保険契約者を「建設に当たるもの」とした場合、履行保証保険でカバーされる業務は、建設業務に係るもののみとなります。	選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約は、建設に当たる者によって締結されるものと想定していますが、その場合であっても、履行保証保険契約でカバーすべき業務の範囲は、施設整備に関する業務（事前調査業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、周辺家屋影響調査・対策業務、電波障害調査・対策業務、各種申請等業務、その他業務から成る。）となります。なお、番号93への回答を参照してください。
95	①	公認会計士による監査	21	3	4	2	⑤				公認会計士は、会計監査人として登記をする必要があるのでしょうか。	会計監査人を定めるかどうかについては、関連法令及び選定事業者の判断によるものとします。
96	①	付帯事業の貸借開始時期	25								付帯事業に使用する部分の貸借開始時期は、付帯事業の整備時からとなるのでしょうか、それとも維持管理開始時からとなるのでしょうか。	付帯事業に係る貸借期間は、付帯事業の実施期間（維持管理期間と同じ。）とします。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
97	①	(添付資料1) 事業方式の概要(案)	25								警備業務の対象となる薬学部総合研究棟、薬学部本館の延床面積をご教示ください。	番号32への回答を参照してください。
98	①	(添付資料1) 事業方式の概要(案)	25								交流スペース（アウトリーチエリア）、リフレッシュスペースの運営主体が大学と事業者に分かれています。付帯事業部分以外は大学が運営主体となっておりますが、具体的な区分についてご教示ください。	「交流スペース（アウトリーチエリア）」及び「リフレッシュスペース」における運営業務のうち、付帯事業に関する業務のみを選定事業者が行い、その他の運営業務については大学が行います。
99	①	(添付資料1) 事業方式の概要(案)	25								付帯事業における商品・サービスならびに料金については、すべて事業者側の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、付帯事業提案が必要となります。なお、提案した内容のその後（事業期間中）の取扱いについては、入札説明書等において提示します。
100	①	(添付資料1) 事業方式の概要(案)	25								事業者が賃借する付帯事業部分について、構成員または協力企業に一括賃借することは可能でしょうか。	大学が賃貸するのは、あくまでも選定事業者としますが、選定事業者が構成員又は協力会社に転貸することを認めます。
101	①	(添付資料1) 事業方式の概要(案)	25								付帯事業において実施を想定されているカフェや自動販売機の利用者人数の想定についてご教示ください。	学内で総数2,700人の医学部・薬学部の学生・教職員から無作為に抽出した中の344人を対象に実施したアンケートでは、251人のカフェ及び自動販売機の利用希望がありました。このほか、状況によっては、学外からの利用も見込むことができると想定しています。なお、番号46への回答も参照してください。
102	①	(添付資料1) 事業方式の概要(案)	25								事業開始後、付帯サービスのサービス内容を変更することは可能でしょうか。	番号41への回答を参照してください。
103	②	(添付資料1) 事業方式の概要(案)	25								付帯事業部分は大学との間で賃貸借とありますが、賃料についてご教示ください。	番号39への回答を参照してください。
104		(添付資料1) 事業方式の概要(案)	25								添付資料1：事業方式の概要(案) 施設区分等において、部局専有スペース：8,688	(添付資料1)の面積を正とします。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
											<p>m<sup>2</sup>、共用スペース：2, 988 m<sup>2</sup>、共用部の一部224 m<sup>2</sup>と記載あります。  しかし実施方針の説明会で映されたモニターでは、部局専有スペース：8, 855 m<sup>2</sup>、共用部分の一部：57 m<sup>2</sup>と表記されておりました。  交流スペースとしては、224 m<sup>2</sup>が最大であり、57 m<sup>2</sup>が最小の面積と考えてよろしいのでしょうか。</p>	
105	①	事業方式の概要（案）における施設賃借	25								<p>全学共用スペースの施設賃借に“賃料”と記載がありますが、当該賃料は貴大学の収入となるのでしょうか。選定事業者の収入となるのでしょうか。</p>	<p>全学共用スペース（プロジェクト研究等スペース）の賃貸借契約の当事者は、大学と学内研究者等であり、選定事業者には関係してきません。したがって、当該施設使用料は、大学の収入となります。</p>
106	①	事業方式の概要（案）における施設賃借	25								<p>全学共用スペースの施設賃借に“賃料”と記載がありますが、当該賃料の内容（概要、要求水準、取扱い等）については、入札公告において公表されるのでしょうか。</p>	<p>番号105への回答を参照してください。</p>
107	①	事業方式の概要（案）における施設賃借	25								<p>付帯事業を実施する交流スペース（アウトリーチエリア）及びリフレッシュスペースの維持管理対価欄に“賃貸借部分”との記載がありますが、当該部分の使用（占有）に当たっては、貴大学と選定事業者の間で借地借家法に基づく賃貸借契約を締結することにより、使用（占有）を認められると理解してよろしいのでしょうか。（p30の3付帯事業の運營業務費用には“施設使用料”との記載がありますが、施設使用許可に基づく施設の使用（占有）となるのでしょうか。）</p>	<p>大学と選定事業者が、借地借家法に基づく定期建物賃貸借契約を締結することを想定しています。</p>
108	①	契約リスクの負担	26	3							<p>契約リスクの負担者が大学、事業者の双方に〇となっていますが、負担事象の</p>	<p>ご理解のとおり、入札説明書等において提示します。</p>

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
											区分や負担割合等については、入札説明書等において提示されるのでしょうか。	
109	①	税制度リスク	26	13							“その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの”のリスク負担者が大学、事業者の双方に〇となっていますが、ここでいう事業とは本事業に特定されず、国や貴大学、事業者が一般的に実施する事業全般を指すのでしょうか。 (本リスク分担表(案)に記載された事業者は、落札者が設立した本事業を実施することのみを目的とした特別目的会社を指すものと思料しますが、その場合は、ここでいう事業とは本事業に特定されるものと思料します。)	ご理解のとおり、ここでの「事業」とは、「本事業」のことです。
110	①	住民対応リスク	26	16 17 18							ここでいう住民とは、近隣住民のみを指すのでしょうか。広く市民・国民等も含むのでしょうか。	ここでの「住民」とは、「近隣住民(大学関係者を含む。)」等のことです。
111	①	(添付資料2) 第三者賠償リスク	26	18							N o. 1 8の住民対応リスクでは「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者への損害」は大学側のリスク負担となっています。N o. 1 4の第三者賠償リスクにおいてはそのような記載がありません。その理由についてご教示ください。	1 4、1 5を削除し、1 6から1 8の項目を「住民対応リスク」から「 <b>住民(第三者への賠償を含む。)</b> 対応リスク」に変更します。
112	①	(添付資料2) 不可抗力リスク	26	23							N o. 2 3の不可抗力リスクについて、「国立大学京都大学工事請負契約基準」によると、民間事業者が付保した保険による保険金は民間事業者の費用負担(請負代金の1/100)の元となる損害額から控除されるため、民間事業者に要求水準以上の保険を付保するインセンティブがありません。ついては、民間事業者が付保した保険による保険	選定事業者が、要求水準で必須としている保険等を超えて付保する保険等にあつては、「国立大学法人京都大学工事請負契約基準」の第29を準用する場合、当該保険等(要求水準で必須としている保険等を超えて付保する保険等)は、同条第2項の括弧書き内の「第48第1項の規定により付された保険等(要求水準で必須としている保険等)」

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
											金を民間事業者が負担する損害額に充当できることとして頂けないでしょうか。	には該当しないものとします。
113		(添付2) リスク分担(案)(不可抗力リスク)	26	23							添付資料2：リスク分担表(案)―(共通) No.23：不可抗力リスクで「国立大学京都大学工事請負契約基準」第25条と29条に準拠するとありますが、維持管理段階における不可抗力については、第29条で記載する通り、100分の1を事業者側で負担し、他を発注者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の不可抗力リスクの対象が、本施設の供用開始後における維持管理段階の施設損傷リスクを指すのであれば、一定金額(当該年度の維持管理費相当)の100分の1に至るまでは選定事業者の負担とし、これを超える額は大学の負担とする予定です。詳細については、入札説明書等において提示します。
114	①	(添付2) リスク分担(案)(不可抗力リスク)	26	23	-	-	-	-	-	-	「国立大学法人京都大学工事請負契約基準」に準拠した内容とありますが、当基準は工事段階の基準であると認識しております。であるため、維持管理段階における不可抗力リスクの負担者は貴大学であり、選定事業者は負担しない(選定事業者に生じる損害を貴大学が負担する)との理解でよろしいでしょうか。	番号113への回答を参照してください。
115	①	物価リスク(No.24) 開業前のインフレ・デフレ	26	24							国立大学法人京都大学工事請負契約基準第25第1項において、「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるとき」とありますが、例えば、「平成25年度公共工事設計労務単価」が「平成24年度単価」と比較して全国平均で15.1%上昇したようなケースについては「不相当となった」と認めていただいただけと考えてよろしいですか。	ご質問の例では、請負代金額が不明なため判断できかねますが、工事請負契約基準第25第1項に規定するケースに該当すると判断される場合には「不相当となった」と認定し、しかるべき対応を行います。
116	①	物価リスク(No.24) 開業前のインフレ・デフレ	26	24							国立大学法人京都大学工事請負契約基準第25第6項において、「日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不	質問の例では、請負代金額が不明なため判断できかねますが、工事請負契約基準第25第6項に規定するケースに該当すると判断される場合には「不相当となっ

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
											<p>適当となったとき」とありますが、例えば、「平成25年度公共工事設計労務単価」が「平成24年度単価」と比較して全国平均で15.1%上昇したようなケースについては「不適当となった」と認めていただけたらと考えてよろしいですか。</p>	<p>た」と認定し、しかるべき対応を行います。</p>
117	①	(添付資料2) 開業前のインフレ・デフレリスク	26	24							<p>No. 24の開業前のインフレ・デフレについて、「国立大学京都大学工事請負契約基準」によると、15/1000を超える額につき、改定する事となっていますが、改定を行うための指標の規定がありません。想定されている指標についてご教示ください。</p>	<p>政府の各種等計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等を想定しています。</p>
118	①	物価リスク(開業後)	26	25							<p>開業後のインフレ・デフレの負担について、※3で指標の±3%未満までは選定事業者の負担とする予定とありますが、±3%以上の変動があった場合に3%を超える部分のみが貴大学の負担となるのでしょうか。(例えば+5%の変動があった場合は、2%が貴大学の負担であり、3%が事業者負担となるのでしょうか。)</p>	<p>変動幅が、例えば、±3%を超えて±5%となった場合には、±5%の改定を行います。なお、改定をしないの判断は、±3%を超える場合とする予定です(±3%の時は改定しない。)</p>
119	①	発注者リスク (No. 27)	27	27							<p>No. 27「・・・変更による工事請負契約の変更」とは「・・・変更による工事請負内容の変更」と読み替えるということでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
120	①	(添付資料2) 用地取得リスク	27	37							<p>No. 37の用地取得リスクの「建設に要する資材置き場の確保に関する事」は事業者が負担することになっていますが、学内のスペースは無償で貸与されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>建設に要する資材置場等のうち、大学が選定事業者が無償で提供できる範囲等については、実施設計図書に含めて提示します。</p>
121	②	添付資料2	27	44							<p>「建設コストリスク44</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
		リスク分担表No. 44									上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大」は事業者のみ○となっていますが、工事費の物価による変動は「物価リスク24 開業前のインフレ・デフレ」のリスク分担に従う、との理解でよろしいでしょうか。	
122	①	(添付資料2) 建設コストリスク	27	44							No. 44の建設コストリスクの「（ただし、不可抗力による場合は除く。）」は、他のリスク分担表の項目との整合性から、「（ただし、法令変更、不可抗力、物価変動による場合を除く。）」に修正すべきかと思えます。建設コストリスクのみ記載がない理由についてご教示ください。	当該箇所を「ただし、不可抗力による場合は除く。」から「 <b>ただし、法令変更、不可抗力、物価変動による場合を除く。</b> 」に変更します。
123	①	(添付資料2) 施設損傷リスク	27	47							No. 47の施設損傷リスクに「関連工事に関して生じた損害」とありますが、関連工事の定義についてご教示ください。	当該箇所を「関連工事に関して生じた損害」から「 <b>選定事業者の責により本事業とは別途に発注された関連工事に関して生じた損害</b> 」に変更します。
124	①	付帯事業の利用対象者	29	2	3	2					“利用対象者については、本施設の利用者を主体（メイン）とし、”とありますが、本施設の利用者には医薬系学生・研究者以外に貴大学の他学部の学生・研究者も含まれると想定してよいでしょうか。（セキュリティの関係上、貴大学の学内者であっても、本施設への立ち入りを制限される予定でしょうか。：集客数の想定に影響します。）	「交流スペース（アウトリーチエリア）」は、原則として、大学関係者はもとより一般の者（大学部外者を含む。）をも含めて、セキュリティチェックを経ないで利用できる予定です。「リフレッシュスペース」は、原則として、当該階への入館（入室）許可を持つ者のみで、セキュリティチェックを経ないと利用できない予定です。
125	①	付帯事業の営業時間	30	2	3	3					営業時間については、入札参加者から付帯事業提案によるものとする。とありますが、研究棟の利用時間、休日等の目安をご教示ください。	研究棟の稼働時間は、原則として、平日8：30から17：15で、土日・祝日等は、休館（休み）となります。ただし、実験・研究等の必要性から、休館（休み）以外（夜間を含む。）の利用者も多いことが想定されます。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
126	②	添付資料3 2付帯事業 の内容等 付帯事業の 事業期間	30	2	4						「付帯事業の事業期間は、 本事業の事業期間と同じと する予定…」とありますが、 契約期間については、 短期契約での更新等、柔軟 な契約期間の設定・検討が 可能との理解でよろしいで しょうか。	付帯事業の事業期間は、本 事業の事業期間と同じとす る予定であり、短期契約で の更新等、柔軟な契約期間 の設定は想定していません。 なお、番号41への回答を 参照してください。
127	①	付帯事業の 概要(案) (光熱水 費)	30	3	-	-	-	-	-	-	付帯事業を行うために大学 から賃借する範囲以外の部 分(ミニカフェ等のホール 部分)の光熱水費は貴大学 でご負担いただけるとの理 解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	①	付帯事業の 施設使用料	30	3							付帯事業を週1回など、毎 日行わない場合、施設使用 料についても、日割計算と することは可能でしょう か。	ご質問のようなケースにお ける施設使用料は、入札説 明書等において提示しま す。なお、当該ケースにお いては、番号107への回 答にある「定期建物賃貸借 契約」は締結しないものと します。
129	②	添付資料3 3付帯事業 の費用等 付帯事業の 運營業務	30	3							「付帯事業を行うために大 学から賃借する範囲の施設 使用料」とありますが、施 設使用料は入札説明書等 で提示されるとの認識でよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号 39への回答を参照してく ださい。
130		添付資料3 3付帯事業 の費用等 付帯事業の 運營業務	30	3							添付資料3：付帯事業の概 要(案) 3__付帯事業の費用等__付 帯事業の運營業務__付帯事 業の運營業務に係る費用は 事業者負担となっています。 これには、運営事業で 使用する光熱水費が含まれ るとの理解でよろしいでし ょうか。	ご理解のとおりです。番号 127への回答を参照して ください。
131		添付資料3 3付帯事業 の費用等 付帯事業の 運營業務	30	3							添付資料3：付帯事業の概 要(案) 3__付帯事業の費用等__付 帯事業の運營業務__付帯事 業の運營業務に係る費用は 事業者負担となっており、 運営事業で使用する光熱水 費が含まれる場合は、例え ば光熱水費の値上げがある 場合には、独立採算として	合理的に説明ができる範囲 内であれば、ご理解のと おりです。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
											提案する販売商品の値上げ等は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	
132	①	(添付資料4) 施設概要	32								地下1階及び2階の動物実験室では、どのような動物を何匹程度飼育する予定でしょうか。	現在想定しているのは、ミニブタ20匹、豚20匹、ビーグル犬48匹、赤毛ザル16匹、マーモセット8匹です。
133	①	VE提案の範囲	33	3							「医薬系総合研究棟のうち各実験室・研究室等」とは「一般部局専用スペース」内の実験室・研究室等であり、「プロジェクト研究等スペース」は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ここでの「実験室・研究室等」とは、実験室・研究室等の一般的な呼称であって、特定(例えば、一般部局専用スペース内、プロジェクト研究等スペース内)の実験室・研究室等を指すものではありません。
134	②	添付資料5 6 VE提案に関する採否	34	6	1						「1つの提案とみなす」とありますが、複数のVE提案を一体として評価する方が適切な場合は、一つのVE提案とみなす、という意味でしょうか。	ご理解のとおり、関連する(切り離せない)一連のVE提案にあつては、これらを一体(セット)として評価をするという趣旨です。
135	②	添付資料5 6 VE提案に関する採否	34	6	4						「…VE提案について、審査委員会において落札者決定基準に示す評価基準に従って評価する。」とありますが、加点項目である施設整備業務の評価項目の一つとして、VE提案の有無があるとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。詳細は、今後の審査委員会において決定します。
136	①	VE提案の実現性	35	10							VE提案に伴い必要となる関係行政手続きの検討・精査のため、関係行政(京都市建築指導部等)と、入札前に直接、協議を行うことは可能でしょうか。また、大学の都合により協議を行うことができない場合は、落札後に関係行政との協議により提案工期を超える事態になっても、その責任は選定事業者には及ばないとの認識でよろしいでしょうか。	入札書及び提案書の提出前に、特定行政庁等と相談することも可能とします。ただし、例えば、団地全体に係わる集団規定等について課題が生じた場合は、速やかに大学に報告してください。なお、実施設計図書の提示とあわせて、特定行政庁等との協議のうち、主要なものを提示する予定です。
137	①	VE提案が実施できない場合	35	10							また入札書及び提案書に反映されたVE提案が選定事業者の責めに帰すべき事由	明らかに当該取引停止について責を負わないと認められるものを除くものとし

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
											により・・・又は「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止措置を行うことがある。とありますが、国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領第4条共同事業体に対して取引停止を行うときは、当該共同事業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められるものを除く。）と記載されています。この要領をもとに、VE提案による選定事業者の責めに帰すべき事由は、本案件の構成企業に対しどこまでの構成員に適用されるのでしょうか。	す。
138	②	添付資料5 10 VE提案が実施できない場合	35	10							「この場合、本件工事費の増額……はできないものとする。」とありますが、減額となる場合も変更はしない、との理解でよろしいでしょうか。	大学としては、選定事業者の責めに帰すことのできない事由によりVE提案が実施不可能となった場合であっても、原則として、工事費の増額及び引渡し日の変更を避けたいという趣旨であり、一方的に、選定事業者に不合理な負担を強いるものではありません。なお、減額となる場合は、減額することとなります。ただし、VE提案が実施不可能となった場合の理由が、不可抗力や法令変更による場合には、入札説明書等において提示する不可抗力や法令変更に関する規定によるものとします。
139	②	添付資料5 10 VE提案が実施できない場合	35	10							「この場合、本件工事費の増額……はできないものとする。」とありますが、VE提案実施前の工事金額に戻していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	番号138への回答を参照してください。
140	①	(添付資料5) VE提案が実施で	35	10							選定事業者の責めに帰すことのできない事由によりVE提案が実施不可能となっ	番号138への回答を参照してください。

番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質 問	回 答
		きない場合									た場合でも、工事費の増額及び引渡し日を変更することはできないとありますが、変更が認められない理由をご教示ください。	
141	①	保険	-	-	-	-	-	-	-	-	業務履行に伴う、保険付保内容等の指定はあるのでしょうか。その場合、入札公告時に内容が公表されるものとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書等において提示します。
142	②	埋蔵文化財調査	-	-	-	-	-	-	-	-	事業者の選定時点において、埋蔵文化財調査は完了しているものと理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。番号2への回答を参照してください。
143	②	基準値超過土壌について	-	-	-	-	-	-	-	-	建設残土搬出時の基準超過はないものと理解してよろしいのでしょうか。	ご質問の「基準値超過土壌」の定義を明確にし、入札説明書等に関する質問にて再質問してください。なお、番号4への回答を参照してください。
144	②	在館人数	-	-	-	-	-	-	-	-	本施設の在館人数とその内訳（教授・学生・職員等）、本施設の使用時間、外部からの訪問者、会議回数等の想定をご教示ください。	在館人数は、番号1への回答を参照してください。使用時間は、番号125への回答を参照してください。訪問者は年間約7,200人を、会議回数は約320回を、それぞれ想定しています。
145	②	在館人数	-	-	-	-	-	-	-	-	本施設は、平日・土日・祝祭日・年末年始等によって在館人数が大きく変動するのでしょうか。	番号125への回答を参照してください。

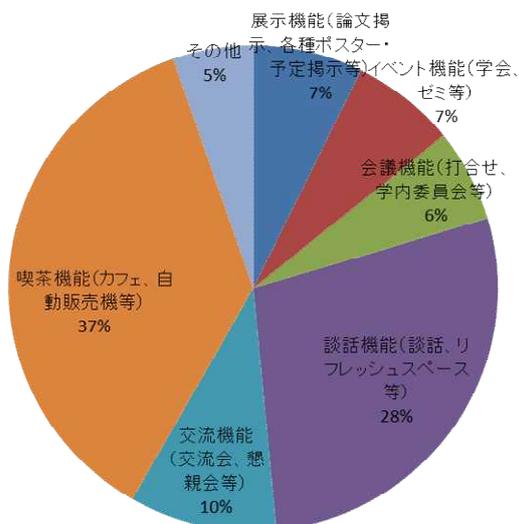
以上

京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業 実施方針に関する個別質問回答（公表分）

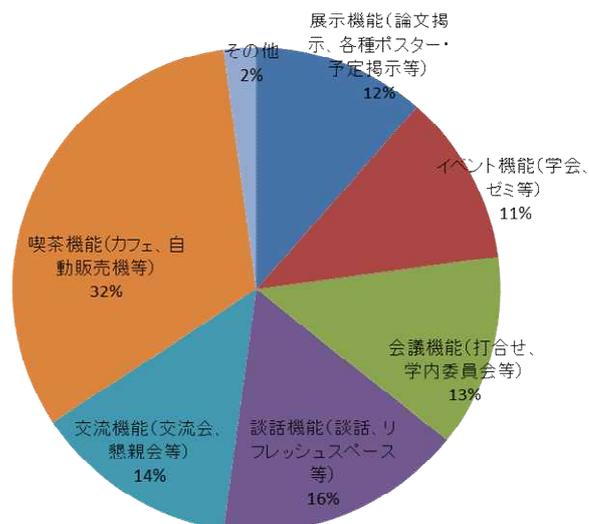
番号	書類	質問項目	頁	1	(1)	1)	①	ア	a	i	質問	回答
1	①	機械警備会社	1	1	1	2	①				<p>警備業務のみ薬学部総合研究棟及び薬学部本館が対象となるとの記載がありますが、既存施設の機械警備会社と今回計画中の施設の機械警備会社は同一とする必要があるのでしょうか。また、既存施設を含めて機械警備会社の変更は可能でしょうか。</p> <p>※桂キャンパスでの管理実績から機械警備会社を全体で統一するか否かは、管理体制検討に影響を及ぼすとの判断に基づきます。</p>	<p>一般質問回答の番号18、19、29、30、31、32、33、35、36、37、97への回答を参照してください。</p>
2	①	維持管理業務	3	1	1	6	①	イ			<p>動物実験室や放射線利用エリア等に関しては、特殊な維持管理業務が含まれるものと想定します。本事業の維持管理に含まれる業務内容等については、要求水準書にて明確な記載をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。詳細は、入札説明書等において提示します。</p>
3	①	物価リスク (No.24) 開業前のインフレ・デフレ	26								<p>「開業前のインフレ・デフレ」リスクに関しては「※2」において「国立大学法人京都大学工事請負契約基準の第25に準拠した内容とする予定」とあります。当該条項（特に第1項（全体スライド条項）、第6項（インフレスライド条項））の適用基準となる指標には「公共工事設計労務単価」、「建設工事費デフレーター」（ともに国土交通省公表）がありますが、その他に想定される指標がありましたらご教示ください。</p> <p>また、近年において第25に基づき工事費を改定された事例がございましたらあわせてご教示ください。</p>	<p>一般質問回答の番号117への回答を参照してください。</p>
4	①	VE提案に関する採否	34	6							<p>「・・・一体として評価することが妥当と思われるVE提案については1つの提案とみなす」とありますが、VEの提案数は制限されるのでしょうか。</p>	<p>VE提案の数の制限は行わない予定ですが、程度をわきまえた数としてください。以上は、入札説明書等において提示します。</p>

## (別紙) 交流スペースのニーズ調査について

### 1) 「交流スペース」に欲しい機能



アンケート対象：医学部・薬学部の学生  
 アンケート人数：280名  
 総回答数：565（複数回答可）



アンケート対象：医学部・薬学部の教職員  
 アンケート人数：64名  
 総回答数：140（複数回答可）

### 2) 「交流スペース」についての意見・要望（自由記入）

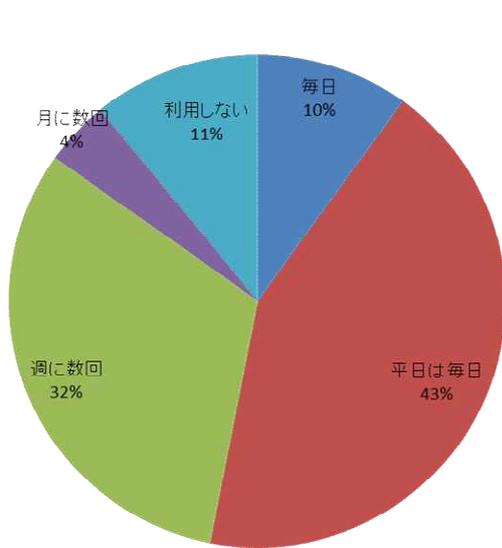
#### 【学生】

- ・甘くて安く美味しいものを！
- ・南部食堂が狭いので昼食時ゆとりを持って利用できる広さで、学生が利用しやすい値段設定にしてほしい。
- ・きれいで味も良い食堂が欲しいです。あるいは南部食堂を大きくしてください。
- ・美味しい食事があるといい
- ・夜間や土日に軽食等の提供が可能な店があると便利。スタバとか
- ・コンビニ・食事スペースが欲しい
- ・（美味しいコーヒーが飲みたい。禁煙）明るくて解放感がある。お弁当を食べるスペース。
- ・医薬学部限定とかで24時間使える学習スペースが欲しい
- ・薬学部生にユルい自習スペースが少なすぎます。交流スペースに期待
- ・学習スペースと食品の販売をしてほしい
- ・一人の机が広く、席数が多いもの
- ・附属図書館24のような1人で静かに自習できるスペースと談話スペースの両方が理想。カフェより南部生協を広くして欲しい
- ・（仮眠室）簡単な長椅子でよいので仮眠ができるスペースを作って下さい。
- ・（自習室）薬学研究科に関係ある人だけが使える交流スペースが欲しい。女子トイレ洋式が少なく混むことがあるので増やしてほしい
- ・環onのような、自分のPCで情報を検索しながら学習できるようにしてほしい
- ・wifiやネットが利用できる室が欲しい
- ・ロビー/時計台のサロンみたいなもの。自習スペース
- ・ソファを置いて欲しい
- ・大きいソファ・ATM（時計台にあるような）が欲しい

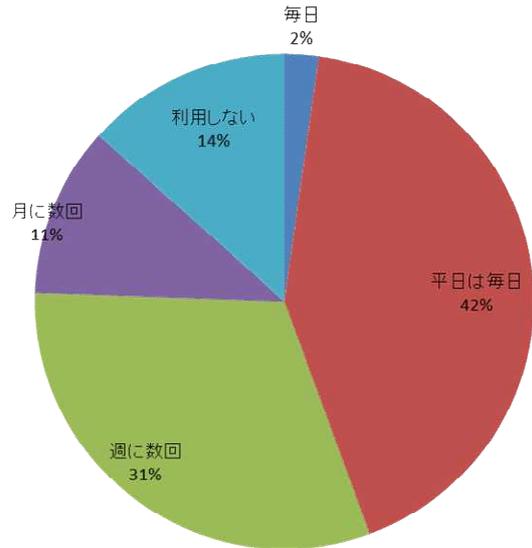
#### 【教職員】

- ・休憩・食事スペース
- ・100枚程度のポスター展示できるホール（学会利用に便利）CafeよりBarがあると最高
- ・パンの自販機（コンビニ・店舗の時間外に極めて有用）の設置希望
- ・有名ホテルとの提携（EX. 府立医大）夜8時くらいまでよいので気軽にお酒を飲みながらディスカッションできる場の提供も希望
- ・カフェというより自販機+休憩スペースあるとよい。客人と時間をつぶせる場所が欲しい。
- ・喫茶がコンビニの機能を持つ店舗ができると大変ありがたい。平日夜間や土日は南部生協が営業しておらず、近隣に店舗も少なく不便なため。
- ・女性休憩室
- ・（飲み物だけでなく、パンやお菓子の自販機）和室（畳）の部屋があると良いとおもう。

### 3) カフェを設置した場合の利用頻度



アンケート対象：医学部・薬学部の学生  
アンケート人数：280名  
総回答数：211



アンケート対象：医学部・薬学部の教職員  
アンケート人数：64名  
総回答数：45

以上